

2020 年度課題別研修
「農産物を輸出するための実践的植物検疫技術（ミバエ類殺虫技術）」コース
にかかる参加意思確認公募について

独立行政法人国際協力機構沖縄センター（以下「JICA 沖縄」という。）は以下の業務について、別紙のとおり参加意思確認書の提出を公募します。

本業務は、開発途上国から研修員として日本に招いた植物検疫処理分野の中核を担う人材に対し、所定の案件目標を達成するべく、植物検疫技術者が検疫処理技術を推進するうえで必要な知識や技術に関する研修を行うものです。

本業務の遂行にあたっては、一般社団法人日本くん蒸技術協会（以下「特定者」という。）を契約の相手先として、JICA 所定の基準に基づき積算したうえで契約を締結する予定です。

本研修は 2017 年度から 2019 年度まで実施した「農産物を輸出するための実践的植物検疫技術（ミバエ類殺虫技術）」（2017 年度は「ミバエ類温度処理殺虫技術」の名称で実施。）の更新案件です。

特定者は、農林産業及び緑資源を海外から侵入する病害虫から守るために、安全性及び環境に配慮した防除技術の開発・普及を目的に設立されました。防除技術の普及教育、防除薬剤その他の資材の調査研究、防除試験の受託及び斡旋を行っており、当該分野に関する高い技術を有することはもとより、本来業務を通じ全国の植物検疫機関との協力関係を有し、これらと連携しつつ研修員参加国において求められる技術の実施事例、現場研修の提供も可能です。さらに、途上国における病害虫の駆除状況への理解をベースに、外国人に対する研修のノウハウやファシリテーション能力も備えていることから、本件業務を適切に実施し得る要件を備えています。特定者以外の者で応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書を招請する公募を実施します。

1 業務内容

別添のとおり。

2 応募要件（注：以下のうち該当する要件を記載）

（1）基本的要件

- ① 公示日において、令和 1・2・3 年度全省庁統一資格の競争参加資格（以下「全省庁統一資格者」という。）を有する者。なお、全省庁統一資格保有者でない者で参加意思確認書を希望する者は、当機構における競争参加資格審査を受けることができます。
- ② 独立行政法人国際協力機構一般契約事務取扱細則第 4 条第 1 項の規定に該当しない者。

具体的には、会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、参加意思確認書を提出する資格がありません。

- ③ 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ア. 資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。
- イ. 資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受付けます。

- ④ 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

- ⑤ 以下の要件のいずれにも該当しないこと、また、当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約する者。

競争から反社会的勢力を排除するため、参加意思確認書を提出しようとする者（以下、「提出者」という。）は、以下のいずれにも該当しないこと、および、当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約して頂きます。具体的には、参加意思確認書の提出をもって、誓約したものとします。

なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加意思確認書を無効とします。。

- ア. 応札者の役員が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等 標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（これらに準ずるもの又はその構成員を含む。平成16年10月25日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 応札者の役員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2号第6号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が応札者の経営に実質的に関与している。
- エ. 応札者又は応札者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 応札者又は応札者の役員が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 応札者又は応札者の役員が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 応札者又は応札者の役員が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、応札者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) その他の要件

- ① 案件受託上の条件として、2020 年度案件を第 1 回目として受託し、2022 年度まで計 3 回、同一案件を受託可能であること。なお、2020 年度案件を受託した者とは、業務実施状況に特段の問題がない限り、2022 年度案件まで随意契約を行う予定である（但し、研修対象国の状況など予期しない外部条件の変化が生じた場合を除く）。また、契約は、年度ごとに業務量、価格等について見直しを行った上で締結する。
- ② 業務を統括するための統括責任者と選任し、機構担当職員と密接な連絡を保ちつつ、研修業務が円滑に進むような体制を構築すること。

3 手続きのスケジュール

(1) 参加意思確認申請書の提出	提出期間	2020 年 1 月 30 日（木）午後 4 時まで
	提出場所	〒901-2552 沖縄県浦添市字前田 1143-1 JICA 沖縄 研修業務課（担当：亀谷）
	提出書類	・参加意思確認書 ・同書「2 応募要件」の各事項を証明する書類
	提出方法	持参又は郵送（書留としてください。）
(2) 審査結果の通知	通知日	2020 年 2 月 6 日（木）
	通知方法	郵送
(3) 応募要件無し の理由請求	請求場所	〒901-2552 沖縄県浦添市字前田 1143-1 JICA 沖縄 研修業務課（担当：亀谷）
	請求方法	持参又は郵送（書留としてください。）
	回答予定日	2020 年 2 月 13 日（木）
	回答方法	郵送

4 その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等は無効とします。
- (2) 参加意思確認書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された参加意思確認書等は返却しません。
- (4) 機構は提出された参加意思確認書等を、参加意思確認書等の審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書の差替え及び再提出は認めません。
- (6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。（上記 3（3）を参照ください。）
- (7) 公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名競争入札（総合評価落札方式）または指名による企画競争を行います。その場合の日時、場所等の詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して、別途連絡します。
- (8) 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。
- (9) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。
- (10) 契約保証金：免除します。

- (1 1) 共同企業体の結成：認めます。
- (1 2) 当機構の契約競争関連規程は、当機構ホームページの「調達情報」(URL：<https://www.jica.go.jp/okinawa/index.html>)にて公開中。
- (1 3) 情報の公開について：

本公示により、参加意思確認書を提出する法人・団体等については、その法人、団体等名を契約情報として当機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公募により契約に至った契約先に関する以下の情報を当機構ホームページ上で公表することとしますので、本内容に同意の上で、参加意思確認書の提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、参加意思確認書の提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

① 公表の対象となる契約相手方：

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験したものが再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること。

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有するものであるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与えると認められる者を含む。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること。

② 公表する情報

契約ごとに、契約名称及び契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

- ア. 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名
- イ. 契約相手方の直近3ヶ年の財務諸表における当機構との取引高
- ウ. 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

③ 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

④ 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提出頂くこととなります。

研修委託契約業務概要

1. 研修コース概要

(1) 研修コース名

課題別研修「農産物を輸出するための実践的植物検疫技術（ミバエ類殺虫技術）」

(2) 研修期間（予定）

全体受入期間：2020年5月13日（水）～2020年9月12日（土）

技術研修期間：2020年5月18日（月）～2020年9月11日（金）

(3) 研修員

定員：6名（予定）

対象国：フィリピン、タイ、ミャンマー、ベトナム、カンボジア、エジプト

(4) 研修対象者

1. 職位：植物検疫処理（蒸熱処理等）に従事する者、植物防疫分野の検査官および行政官
2. 経験：植物検疫の実務経験を有し、ミバエ類等の基礎的な昆虫学の知識を持つ者
3. 学歴：大学卒業もしくは同等レベルの学力を有する者
4. 語学力：発表やレポート記述に十分な英語力を有する者

(5) 使用言語

英語

(6) 研修の背景と目的

東南アジアをはじめとする開発途上国の多くの国々では、生果実を加害するミカンコミバエ等のミバエ類が発生している。ミバエによる被害は、農業生産上の直接の被害の他、ミバエの寄主となる生果実の輸入を、日本をはじめとする米国・ニュージーランド等のミバエ類非発生諸国が禁止していることから、農業振興・輸出促進上、大きな問題となっている。他方、このようなミバエ類非発生国では、ミバエに対する完全殺虫処理技術がミバエ発生国において確立された場合は、対象生果実の輸入解禁を行っている。

我が国ではミバエ類発生国からの協力要請を受け、専門家派遣による蒸熱処理や低温処理など温度処理を用いたミバエ殺虫技術開発の援助を行ってきた経緯がある。また、これら援助の一環として、かつてウリミバエやミカンコミバエが発生し、数々のミバエ問題を克服した経験のある沖縄の地において、JICA 集団研修「植物検疫（ミバエ類殺虫技術）」（1988年～2002年、計15年）及び「植物検疫（ミバエ類殺虫技術）Ⅱ」（2003～2007年、計5年）、課題別研修「ミバエ類温度処理殺虫技術」（2008年～2017年、計10年）を開設し、2018年度から2018年度から「農産物を輸出するための実践的植物検疫技術（ミバエ類殺虫技術）」として、技術協力を行ってきた。これら技術協力により、タイ、インド、フィリピン、コロンビア、アルゼンチン、ベトナム、ペルー、パキスタンでは国際貿易への参

加が可能となる検疫処理技術の開発が行われた。

現在も多くの国と地域から輸入解禁要請があるが、その中でもミバエ類の寄主植物であるマンゴウ等の生果実等の輸入解禁要請が開発途上国から多数寄せられており、ミバエの殺虫処理技術開発に対する技術協力のニーズは引き続き高い状況にある。

(7) 研修の到達目標

- ①ミバエの飼育方法及び殺虫試験に供試する寄生果実の作製方法を説明できる。
- ②加熱処理及び低温処理による殺虫試験を実施し、一連の試験方法、データ解析方法を説明できる。
- ③加熱処理又は低温処理による果実障害試験を実施し、一連の試験方法、データ解析方法を説明できる。
- ④日本及び研修参加国の植物検疫制度、農業・流通、ミバエに関する情報を収集し、これらを説明できる。
- ⑤研修員は習得した知識・技術を組み合わせて研修員自らが企画した温度処理試験を実施し、その結果を取りまとめて研修成果発表会で説明できる。

2. 研修内容

(1) 研修項目

講義・見学・議論・演習をバランス良く配し、以下の内容を含むこと。

- ① ミバエ類の形態学と分類法、遺伝子分析、ミバエ類の生態学と飼育法、寄生果実作製
- ② 検疫殺虫処理技術、加熱処理・低温処理での殺虫試験
- ③ 加熱処理・低温処理による果実障害試験、果実障害試験のデータ分析
- ④ 日本の植物検疫制度、病害虫防除
- ⑤ 研修員実習報告、ファイナルレポート作成、発表

(2) 研修方法

- ①講義：テキストやレジュメ等を準備し、必要に応じて視聴覚教材を利用して、研修員の理解を高めるよう工夫する。また講義ごとに特に理解すべきポイントを明確にし、それに重点を置いた教材を使用すること。
- ②演習：
講義との関連性を重視し、教材を参照しながら講義で学んだ内容の確認と応用力を養えるように工夫し、帰国後の実務により役立つことを目指す。
- ③見学・研修旅行：
講義で得られた知見をもとに関係者との意見交換を通じて、事業実施において実践可能な知識・技術を習得できるように努める。行政機関だけでなく民間団体等への訪問も含め、より適応範囲の広い技術が習得できるよう工夫する。また、見学が単に見学に留まらないよう、「振り返り」の場を設けるなどして、講義等との連携による知識の定着や新しい「知」の創造を図る。
- ④ファイナルレポート作成・発表：
作成・発表にあたっては、各研修員の問題意識について研修員・日本側関係者間で相互理解を深めるよう配慮し、あわせて帰国後の問題解決能力を高めるように努める。

(3) 研修付帯プログラム（JICA 沖縄が実施するプログラム）

①集合ブリーフィング（通常来日の翌日に実施）

来日時事務手続き、滞在諸手当の支給手続き等について説明する。

②一般オリエンテーション

技術研修に先立ち、日本滞在中の必要知識として、我が国の歴史、社会制度等についてオリエンテーションを行う。

3. 業務の実施方針及び留意事項

沖縄及び日本の制度を伝えること自体が目的ではなく、研修員及びその所属組織が、研修で得た知見を活かした各国における実践を進めることが目的である。そのために最適なプログラム構成・ファシリテーション方法・見学等について十分な検討を加えること。

4. 委託業務の範囲および内容

【履行期間を通じての業務】

- (1) 当該年度の業務実施方針の検討
- (2) 研修の質の向上、効率化にかかる業務（共通研修教材の整備等）
- (3) 業務完了報告書、経費精算報告書の作成（次年度の研修計画案を含む）
- (4) 関係機関との調整

【コース別の業務】

- (1) 研修運営にかかる各種業務（以下は例）
 - ① 研修員選考補佐
 - ② 日程・研修カリキュラムの作成・調整
 - ③ 研修実施に必要な経費精算の見積りおよび経費処理
 - ④ JICA 沖縄、その他関係機関との連絡・調整
 - ⑤ 研修監理員との調整・確認
 - ⑥ コースオリエンテーションの実施
 - ⑦ 研修員の技術レベルの把握（個別面接の実施等）
 - ⑧ 各種発表会の開催。司会進行、技術的助言。
 - ⑨ 研修員作成の各種レポートの評価・分析
 - ⑩ 研修員からの技術的質問への回答
 - ⑪ 評価会への出席、実施補佐
 - ⑫ 開・閉講式への出席
 - ⑬ 反省会への出席
 - ⑭ 講義・見学の評価
 - ⑮ 研修改善にかかる検討
- (2) 講義（演習・実習）実施にかかる各種業務（以下は例）
 - ① 講師の選定・確保
 - ② 講師への講義依頼文書の発出
 - ③ 義室および使用資機材の確認と使用申請手続き
 - ④ 講義テキスト・資機材・参考資料の準備・確認

- ⑤ 教材の複製や翻訳についての適法利用の確認
- ⑥ 教材利用許諾範囲の確認（* 必須）
- ⑦ 講義等実施時の講師への対応
- ⑧ 講師謝金の支払
- ⑨ 講師への旅費・交通費の支払
- ⑩ 講師（又は所属先）への礼状の作成・送付
- ⑪ 講義テキストや教材の翻訳・製本

(3) 見学（研修旅行）実施にかかる各種業務（以下は例）

- ① 見学先の選定・確保と見学依頼文又は同行依頼文書の作成・送付
- ② 見学先への同行、行程管理
- ③ 見学謝金等の支払
- ④ 見学先への礼状の作成・送付

5. 研修監理員（通訳）の配置について

研修実施に関し、JICA 沖縄は研修プログラムにおける通訳や研修員の移動等に係る支援を兼務する研修監理員を各コース1名配置する。

研修監理員は、研修実施期間中における講義・見学先での通訳、引率・同行、研修員の理解促進のための働きかけなどに加え、関係者との研修実施における段取りの確認や外国語版日程表作成などの事前準備、研修の実施実績を含む研修監理員の業務完了報告書作成などの事後整理を実施する。

（参考）国際協力キャリア総合情報サイト“PARTNER”にて概要を紹介中。

「PARTNER 研修監理員」で検索ください。

6. 本業務に係る報告書の提出

本業務の報告書として、業務完了報告書、経費精算報告書をコース毎に各1部ずつ、技術研修期間完了後速やかに（契約履行期間終了の10営業日前までに）提出する。

7. 契約金額

当機構が定める研修実施経費基準に基づき積算した見積書をもとに、契約交渉を経て決定する。研修委託にかかる直接経費（業務人件費、講師謝金、資機材費等）及び間接経費（業務管理費）を支払う。

※積算方法や研修員受入の流れについては「技術研修員受入の手引き」を参照のこと
<http://www.jica.go.jp/okinawa/enterprise/kenshu/index.html>

8. 留意事項

本業務概要は予定段階のもので、詳細については変更となる可能性があります。

参加意思確認書

独立行政法人 国際協力機構
沖縄センター
契約担当役
所長 佐野 景子 殿

提出者 (所在地)
(貴社名)
(代表者役職氏名)

「2020 年度課題別研修「農産物を輸出するための実践的植物防疫技術（ミバエ類殺虫技術）」に係る参加意思確認公募について」の応募要件を満たしており、業務への参加を希望しますので参加意思確認書を提出します。

記

1 組織概要

2 応募要件

(1) 基本的要件：

令和 1, 2, 3 年度全省庁統一資格を有する場合、同資格審査結果通知書(写し)を添付してください。

同資格審査結果通知を有していない場合は次の書類を添付してください。

(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)

➤ 資格審査申請書

(http://www.jica.go.jp/announce/screening/ku57pq00000s45w1-att/ind_examine.pdf)

➤ 登記事項証明書(写) (法務局発行の「履行事項全部証明書」、発行日から3ヶ月以内のもの)

➤ 財務諸表(直近1ヵ年分、法人名及び決算期間が記載されていること)

➤ 納税証明書(その3の3、発行日から3ヶ月以内のもの)(写)

(2) その他の要件：

特定の資格、認証等が指定されている場合には、当該資格、認証等の取得状況が分かる証明書を提出してください。

※ その他組織概要等のわかるパンフレット等を添付してください。

以上